

泉佐野市下水道工事設計施工監理業務委託

公募型プロポーザル

選定基準
(審査基準及び評価項目等)

泉佐野市上下水道局

1 審査方法

本業務を実施する事業者の決定は、当プロポーザル参加者から提出された提案書についての内容等を評価し、点数化した評点により決定する。

最優秀候補者の選定基準は、プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するため、参加者から提出された提案書を、可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

(1) 公募型プロポーザル方式

プロポーザル方式により次のとおり最優秀候補者を選定、優先交渉権者を決定して契約を行う。
契約方法は随意契約とする。

a) 提案書等の確認等

提出された提案書等が指定されている内容等に合致し作成されているか確認する。この結果、提案書に不足・不備等がある場合は無効又は失格とする。

b) 企画提案書の審査

応募書類の評価及び審査は、「泉佐野市下水道工事設計施工監理業務委託プロポーザル評価審査委員会」（以下「評価審査委員会」という。）が行う。

評価審査委員会は、次の方法により企画提案書の内容の評価を行い、最優秀候補者を選定する。

ア) 提案内容の得点化

提案書の内容について、評価項目ごとに評価し、得点化を行う。

イ) 提案価格の得点化

見積書に記載された価格について、算定式を用いて得点化を行う。

ウ) 総合評点の算出

提案書に関する審査により算出された評価項目ごとの点数及び見積書による提案価格の点数を合計し、総合評点を算出する。

エ) 最優秀候補者の選定

総合評点の最も高い提案者を、最優秀候補者として選定する。ただし、評価点の合計が6割未満の場合は、最優秀候補として選定しないものとする。

オ) 提案事業者が1社の場合

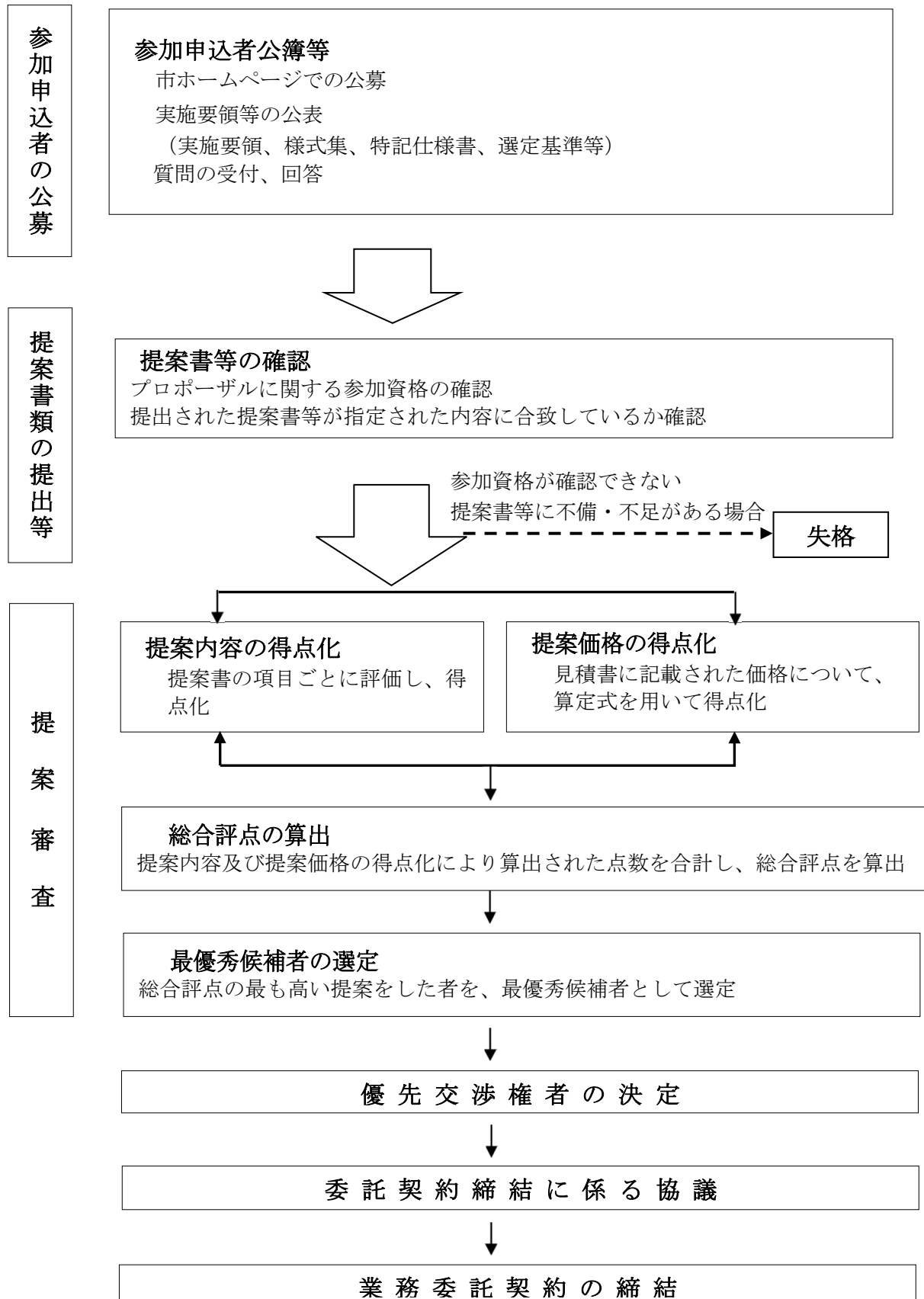
提案事業者が1社の場合であっても、選考委員会において提案内容の審査を行い、価格評価点を除く評価点の合計が6割以上の場合は、最優秀候補者として選定するものとする。

c) 優先交渉権者の決定

評価審査委員会の最優秀候補者の選定を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 選定の流れ

参加表明者の公募から契約締結に至るまでの流れは、下図のとおりである。



2 提案書類の確認等

(1) 確認の方法

提案書類の内容が、評価項目の内容を満たしていることを確認する。この結果、評価項目を満たさないことが確認された場合は失格とする。

(2) 確認の項目

a) 提案書の確認

- ア) 提出された提案書が指定されたとおり全て揃っていること。
- イ) 提出された提案書が指定された様式を使用していること。
- ウ) 提案書の綴り方について、評価基準の順序に沿ったものとなっていること。
- エ) 同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

b) 見積書の確認

- ア) 指定された記載方法や指示事項に合致していること。

3 提案審査

(1) 審査の基本方針

本事業の目的を実現する上で必要な事項を評価項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

(2) 審査の方法

参加者から提出された提案書等の内容について、評価項目（小項目）ごとに得点化を行い、それらを合計した評点の最も高かった提出者を、最優秀候補者として選定する。

(3) 評価項目、配点及び評価内容

項目及び配点については、次のとおりとする。

評価項目		評価点	評価内容
分類	細分類		
価格評価		20	見積書金額を評価
予定管理技術者の経験及び能力	専門技術力	① 5 ② 3 ③ 1	「様式第3号」 ① 技術士（総合技術監理部門（上下水道－下水道）、上下水道部門（下水道） ② R C C M（下水道） ③ 1級土木施工管理技士
実施方針	業務理解度	10	「提案様式4」 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
業務の実施体制		10	「提案様式5」 配置技術者の経験、資格、人数及び協力体制等、業務を遂行する上での確な体制が確保されている場合は優位に評価する。

評価テーマ に対する技 術提案	的確性	15	「提案様式 6」 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い 場合に優位に評価する。
	実現性	20	「提案様式 6」 提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある 場合に優位に評価する。
	合 計	80	

a) 価格評価の得点化方法

ア) 提出書類

- ・見積書（提案様式 2）
- ・見積価格内訳書（提案様式 3）

イ) 算定方法

有効な見積書（見積金額が予算額（提案限度額）を超過する見積を除く）のうち、次の算式により算出する。

<算定式>

$$\text{価格評価点} = \text{満点（20点）} \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積提案価格})$$

※小数点第 1 位以下切捨て

ウ) 注意事項

- ・見積書及び見積価格内訳書は、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載すること。
- ・提案価格には上限額を設けており、上限額を超える提案価格の見積書は失格とします。
- ・見積書及び見積価格内訳書の提出がない者は、失格とする。
- ・見積書及び見積価格内訳書の合計額が一致しない者は、失格とする。

(4) 最優秀提案の算定

評点の最も高い提案者を、最優秀候補者として選定する。

4 提案書の取扱い等

- ① 実施要領に記載のとおり、提出された提案書は、当該業務の委託業者となった場合、当該業務の仕様書の一部として取り扱い遵守しなければならない。また、配置予定の技術者についても、評価点に影響することから、提案書提出後の変更は、病気等の特別の事情がある場合を除き、原則として認めない。
- ② 実施要領に記載のとおり、提出された見積書は、契約締結用に提出された見積書として取り扱います。